

## 鴨川市民生委員児童委員協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、鴨川市民生委員児童委員協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的及び事業)

第2条 協議会は、管内の地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の相互連携と活動の充実並びに民生委員児童委員及び主任児童委員（以下「委員」という。）の連携と親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 地区民児協の指導と連絡調整
- (2) 研修及び各種行事の実施
- (3) 調査、研究及び資料・情報交換
- (4) 関係行政機関業務への協力
- (5) 関係団体への連絡提携
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、鴨川市の地区民児協をもって構成し、千葉県民生委員児童委員協議会の組織に加入するものとする。

### (役員の数及び選任)

第4条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 記録係 2名
- (5) 理事 17名以内（会長、副会長、会計、記録係を含む。）
- (6) 監事 2名

2 理事は、次の職にある者とする。

- (1) 地区会長 4名
- (2) 地区副会長 8名
- (3) 部会長 3名
- (4) 主任児童委員 2名

3 会長、副会長は地区会長のうちから互選により選任する。

4 監事、会計、記録係は総会において選任する。ただし、監事は理事を兼ねることができない。

### (役員の仕事)

第5条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- 3 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は業務の執行状況及び会計について監査し、総会に報告する。
- 5 会計は協議会の経理を処理する。
- 6 記録係は活動記録及び出席状況を取りまとめ、会長に報告する。

#### (任期)

- 第6条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 任期は、一斉改選日を起算日とする。

#### (部会)

- 第7条 協議会には部会を置くことができる。部会の規程は、理事会において別に定める。

#### (会議)

- 第8条 会議は、総会と理事会とする。
- 2 総会は、原則として年1回とし、全員をもって構成する。
  - 3 総会は、会長が招集し、議長となる。
  - 4 総会において協議する事項は、次のとおりとする。
    - (1) 年度事業計画に関する事項
    - (2) 年度予算及び決算に関する事項
    - (3) 規約及び重要規定の制定及び改廃に関する事項
    - (4) 役員の選任に関する事項
    - (5) その他会長が付託する事項
  - 5 理事会は、本規約第4条第2項により選出された役員によって構成するものとし、その協議事項は、次のとおりとする。
    - (1) 年度事業計画執行に関する事項
    - (2) 資産の管理に関する事項
    - (3) 総会に付議する事項
    - (4) 総会の決議により委任された事項
    - (5) 諸規程の制定及び改廃に関する事項
    - (6) 各部会の連絡調整及び効果測定に関する事項
    - (7) その他会長が付託する事項その他会長が付託する事項
  - 6 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところとする。

#### (会計年度及び経費)

- 第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 2 協議会の経費は、会費、負担金、補助金等をもってあてる。
  - 3 協議会の会費は、年額5,000円とする。

(事務局の設置)

第10条 協議会に事務局を設置し、その事務は鴨川市役所健康福祉部福祉課が処理する。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成17年4月19日に施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月18日に施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月24日に施行する。

